

第 493 回 島 根 県 議 会  
( 令 和 7 年 2 月 定 例 会 )

提 出 議 案 等 一 覧

島 根 県

## 第 4 9 3 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

R 7 . 2 . 1 3 提 案 分

区 分		議 案 名																		
		議案No.																		
議 案 (57件)	予 算 案 (22件)	1	令和 6 年度 島根県 一般会計 補正 予算 (第 9 号)																	
		2	令和 6 年度 島根県 流域 下水道 事業 会計 補正 予算 (第 4 号)																	
		3	令和 7 年度 島根県 一般会計 予算																	
		4 ～ 1 6	令和 7 年度 島根県 公債 管理 特別 会計 予算 外 1 2 特別 会計 予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">4 公債 管理</td> <td style="width: 33%;">5 証 紙</td> <td style="width: 33%;">6 総 務 事 務 集 中 処 理</td> </tr> <tr> <td>7 市 町 村 振 興 資 金</td> <td>8 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 国 民 健 康 保 険</td> <td>1 0 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 1 農 林 漁 業 改 善 資 金</td> <td>1 2 中 小 企 業 近 代 化 資 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 3 中 小 企 業 制 度 融 資 等</td> <td>1 4 中 海 水 中 貯 木 場</td> <td>1 5 臨 港 地 域 整 備</td> </tr> <tr> <td>1 6 県 営 住 宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	4 公債 管理	5 証 紙	6 総 務 事 務 集 中 処 理	7 市 町 村 振 興 資 金	8 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所		9 国 民 健 康 保 険	1 0 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金		1 1 農 林 漁 業 改 善 資 金	1 2 中 小 企 業 近 代 化 資 金		1 3 中 小 企 業 制 度 融 資 等	1 4 中 海 水 中 貯 木 場	1 5 臨 港 地 域 整 備	1 6 県 営 住 宅	
	4 公債 管理	5 証 紙	6 総 務 事 務 集 中 処 理																	
	7 市 町 村 振 興 資 金	8 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所																		
	9 国 民 健 康 保 険	1 0 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金																		
1 1 農 林 漁 業 改 善 資 金	1 2 中 小 企 業 近 代 化 資 金																			
1 3 中 小 企 業 制 度 融 資 等	1 4 中 海 水 中 貯 木 場	1 5 臨 港 地 域 整 備																		
1 6 県 営 住 宅																				
1 7 ～ 2 2	令和 7 年度 島根県 病院 事業 会計 予算 外 5 事業 会計 予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16%;">1 7 病 院</td> <td style="width: 16%;">1 8 電 気</td> <td style="width: 16%;">1 9 工 業 用 水 道</td> <td style="width: 16%;">2 0 水 道</td> <td style="width: 16%;">2 1 宅 地 造 成</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 2 流 域 下 水 道</td> </tr> </table> </div>	1 7 病 院	1 8 電 気	1 9 工 業 用 水 道	2 0 水 道	2 1 宅 地 造 成	2 2 流 域 下 水 道													
1 7 病 院	1 8 電 気	1 9 工 業 用 水 道	2 0 水 道	2 1 宅 地 造 成																
2 2 流 域 下 水 道																				
条 例 案 (27件)	2 3	島根県 吏員 恩給 条例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例  刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給法の改正に準じて、支給停止に関する規定について所要の改正  <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">施行日：令和 7 年 6 月 1 日</div>																		

区 分	議 案 名												
	議案No.												
条例案 つづき	24	<p><b>職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <p>①職員の勤務時間に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳に満たない子のある職員</td> <td>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>②職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等に係る規定の整備</li> </ul> <p>③職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引用する条項の整理</li> </ul> <p>④県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員について仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等に係る規定の整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>	改正前	改正後	3歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員							
	改正前	改正後											
3歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員												
25	<p><b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①職員の給料表の改正</p> <p>②昇給制度の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職給料表8級相当以上の職員における昇給について、勤務成績が極めて良好又は特に良好であるものに限り実施</li> </ul> <p>③諸手当の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初任給調整手当</td> <td>・医師及び歯科医師に係る手当の支給月額の限度額を改正</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td>・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ</td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td>・級地区分及び支給割合を改正</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和</td> </tr> <tr> <td>管理職員特別勤務手当</td> <td>・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大</td> </tr> </tbody> </table> <p>④再任用職員等に支給する手当の追加</p> <p>⑤任期付研究員及び特定任期付職員の給料表及び諸手当の改正</p> <p>⑥職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>⑦その他規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日（一部は公布の日） （一部は令和6年4月1日又は令和6年12月1日から適用）</p>	対象	改正内容	初任給調整手当	・医師及び歯科医師に係る手当の支給月額の限度額を改正	扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ	地域手当	・級地区分及び支給割合を改正	通勤手当	・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和	管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大
対象	改正内容												
初任給調整手当	・医師及び歯科医師に係る手当の支給月額の限度額を改正												
扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ												
地域手当	・級地区分及び支給割合を改正												
通勤手当	・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和												
管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大												

区 分		議 案 名												
		議案No.												
条例案 つづき	26	<b>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、雇用保険法の失業等給付に準じている失業者の退職手当について所要の改正 ①雇用保険法の就業促進手当に相当する失業者の退職手当の受給資格者を安定した職業に就いた者とする事 ②雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当について、雇用機会が不足していると認められる地域に居住等する者の給付日数の延長措置を令和9年3月31日まで2年間実施すること ③その他規定の整理  施行日：①及び②令和7年4月1日 ③公布の日												
	27	<b>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 手当の額の見直しや組織改正等に伴い、職員の特殊勤務手当について所要の改正 ①防疫作業等従事手当の額の改正 ・口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するために行う作業について、日額370円を日額380円等に改正 ②業務所管組織の改正に伴う環境衛生検査業務従事手当の支給要件の改正 ③その他規定の整理  施行日：令和7年4月1日												
	28	<b>島根県手数料条例の一部を改正する条例</b> 関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正 <table border="1" data-bbox="454 1182 1444 1675"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料</td> <td>・輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>②建築士法関係手数料</td> <td>・一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録に係る手数料の額及び区分の改正</td> </tr> <tr> <td>③都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td>・低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の新設 ・その他規定の整理</td> </tr> <tr> <td>④建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料</td> <td>・建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の新設 ・その他規定の整理</td> </tr> <tr> <td>⑤教育職員免許法関係手数料</td> <td>・特定免許状失効者等に対する普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の再授与に係る規定の整備</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：①、③～⑤令和7年4月1日 ②令和7年6月1日		対象	改正内容	①農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料	・輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る手数料の新設	②建築士法関係手数料	・一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録に係る手数料の額及び区分の改正	③都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	・低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の新設 ・その他規定の整理	④建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	・建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の新設 ・その他規定の整理	⑤教育職員免許法関係手数料
対象	改正内容													
①農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料	・輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る手数料の新設													
②建築士法関係手数料	・一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録に係る手数料の額及び区分の改正													
③都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	・低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の新設 ・その他規定の整理													
④建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	・建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の新設 ・その他規定の整理													
⑤教育職員免許法関係手数料	・特定免許状失効者等に対する普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の再授与に係る規定の整備													

区 分	議 案 名												
	議案No.												
条例案 つづき	29	<p><b>島根県収入証紙条例を廃止する条例</b></p> <p>県民の利便性の向上及び公金納付のデジタル化を図るため、県が徴収する使用料、手数料及び県税の納付に使用する島根県収入証紙を廃止し、これに代わる収納方法を整備することに伴い、島根県収入証紙条例を廃止するとともに、関係条例について所要の改正</p> <p>①島根県収入証紙条例の廃止 ②島根県特別会計条例の一部改正 ア 島根県証紙特別会計の対象事業の改正 イ 島根県証紙特別会計の廃止</p> <p style="text-align: right;">施行日：①及び②のア令和8年4月1日 ②のイ令和13年4月1日</p>											
	30	<p><b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①教育職員の給料表の改正 ②諸手当の改正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象</th> <th style="width: 50%;">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養手当</td> <td>・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和</td> </tr> <tr> <td>管理職員特別勤務手当</td> <td>・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大</td> </tr> </tbody> </table> <p>③再任用教育職員等に支給する手当の追加 ④職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ⑤その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>	対象	改正内容	扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ	通勤手当	・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和	管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大			
	対象	改正内容											
扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ												
通勤手当	・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和												
管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大												
31	<p><b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①教職員の給料表の改正 ②昇給制度の改正 ・行政職給料表8級相当以上の教職員における昇給について、勤務成績が極めて良好又は特に良好であるものに限り実施 ③諸手当の改正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象</th> <th style="width: 50%;">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養手当</td> <td>・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和</td> </tr> <tr> <td>管理職員特別勤務手当</td> <td>・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大</td> </tr> </tbody> </table> <p>④再任用教職員等に支給する手当の追加 ⑤職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ⑥時間外勤務の制限の対象となる教職員の範囲の拡大</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳に満たない子のある教職員</td> <td>小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>	対象	改正内容	扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ	通勤手当	・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和	管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大	改正前	改正後	3歳に満たない子のある教職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員
対象	改正内容												
扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を引き上げ												
通勤手当	・支給限度額を引き上げ、特別急行列車等に係る手当の支給要件を緩和												
管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大												
改正前	改正後												
3歳に満たない子のある教職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員												

区 分	議 案 名																											
	議案No.																											
条例案 つづき	3 2	<b>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</b> 児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,607人</td> <td>1,606人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>185人</td> <td>185人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,000人</td> <td>1,032人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>79人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小学校・中学校・義務教育学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,038人</td> <td>5,011人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>351人</td> <td>348人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>		区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,607人	1,606人	事務職員等	185人	185人	特別支援学校	教育職員	1,000人	1,032人	事務職員等	80人	79人	小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,038人	5,011人	事務職員等	351人	348人
	区 分		改正前	改正後																								
	高等学校	教育職員	1,607人	1,606人																								
		事務職員等	185人	185人																								
特別支援学校	教育職員	1,000人	1,032人																									
	事務職員等	80人	79人																									
小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,038人	5,011人																									
	事務職員等	351人	348人																									
3 3	<b>島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例</b> 地方警察職員の安定的な確保及び組織運営体制の充実を図るため、職員の定員及び定員外の職員に関する事項について所要の改正 ①職員の定員の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官</td> <td>1,512人</td> <td>1,532人</td> </tr> </tbody> </table> ②定員の外に置くことができる職員に、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員を追加すること ③その他規定の整理 <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>		区分	改正前	改正後	警察官	1,512人	1,532人																				
区分	改正前	改正後																										
警察官	1,512人	1,532人																										
3 4	<b>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定等に伴う所要の改正 ①B型・C型ウイルス性肝炎等に係る医療費助成に関する事務が準法定事務とされたことに伴い、当該事務を知事が個人番号を利用することができる事務に追加する規定を削除 ②引用する条項の整理 <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 ②令和7年4月1日</p>																											
3 5	<b>住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</b> 住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定に伴う所要の改正 ・B型・C型ウイルス性肝炎等に係る医療費助成に関する事務が準法定事務とされたことに伴い、当該事務を知事が本人確認情報等を利用することができる事務に追加する規定を削除 <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>																											

区 分	議 案 名						
	議案No.						
条例案 つづき	36	<p><b>島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例</b></p> <p>国有財産法及び国有財産特別措置法の改正に伴う所要の改正</p> <p>①条例の題名の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例</td> <td>島根県一般海域占用料等徴収条例</td> </tr> </tbody> </table> <p>②法定外公共用財産のうち、里道及び水路が市町村に譲与されたことに伴い、占用料等を徴収する対象を一般海域のみとすること</p> <p>③引用する条項の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	改正前	改正後	島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例	島根県一般海域占用料等徴収条例	
	改正前	改正後					
	島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例	島根県一般海域占用料等徴収条例					
	37	<p><b>島根県営住宅条例の一部を改正する条例</b></p> <p>県営住宅を雲南市へ譲渡することに伴う所要の改正</p> <p>・譲渡する団地の名称：そら山団地</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>					
38	<p><b>島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例</b></p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <p>①計画通知に係る審査手数料及び省エネ基準への適合に係る審査及び検査手数料の新設</p> <p>②建築確認、完了検査及び中間検査の申請手数料の額の改定及び区分の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：①令和7年4月1日 ②令和7年7月1日</p>						
39	<p><b>島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、企業局職員に対して支給する手当について所要の改正</p> <p>①諸手当の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養手当</td> <td>・配偶者に係る手当を廃止</td> </tr> <tr> <td>管理職員特別勤務手当</td> <td>・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大</td> </tr> </tbody> </table> <p>②再任用職員等に支給する手当の追加</p> <p>③その他規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>	対象	改正内容	扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止	管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大
対象	改正内容						
扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止						
管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大						

区 分		議 案 名														
		議案No.														
条例案 つづき	4 0	<b>島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例</b> 飯梨川工業用水道事業の適正な運営を行うため、県が使用者から徴収する料金の額を改定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前(1立方メートルあたり)</th> <th>改正後(1立方メートルあたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>17円50銭</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>17円50銭</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>35円</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	改正前(1立方メートルあたり)	改正後(1立方メートルあたり)	基本料金	17円50銭	25円	特定料金	17円50銭	25円	超過料金	35円	50円
	区分	改正前(1立方メートルあたり)	改正後(1立方メートルあたり)													
	基本料金	17円50銭	25円													
	特定料金	17円50銭	25円													
	超過料金	35円	50円													
			施行日：令和7年4月1日													
4 1	<b>島根県立自然公園条例の一部を改正する条例</b> 自然公園法の改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 ①利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設 ②質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設 ③利用のための規制の強化 ④県立自然公園の管理等に関する規定の整備 ⑤知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	施行日：令和7年4月1日 (一部は令和7年6月1日 又は令和7年7月1日)														
4 2	<b>島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</b> 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴い、関係条例について所要の改正 ・栄養士法の改正による管理栄養士の受験資格の見直しに伴う関係条例の規定の整備	施行日：令和7年4月1日														
4 3	<b>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</b> 自治医科大学の医学生に対する医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の規定を追加することについて所要の改正	施行日：令和7年4月1日														
4 4	<b>島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</b> 児童福祉法の改正に伴う児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営に関する基準の制定 ①配置する職員及びその員数に係る基準 ②居室の面積及び入所定員に係る基準 ③入所する児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に係る基準 ④その他設備及び運営に関する基準	施行日：令和7年4月1日														

区 分	議 案 名	
	議案No.	
条例案 つづき	4 5	<p><b>島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例</b></p> <p>こども基本法の制定に伴い、島根県子ども・子育て支援推進会議について所要の改正</p> <p>①島根県子ども・子育て支援推進会議を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく審議会その他の合議制の機関並びにこども基本法の規定に基づく協議会とすること</p> <p>②推進会議は、委員30人以内で組織すること</p> <p>③委員は、子ども・子育て支援又はこども施策に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命すること</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>
	4 6	<p><b>島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正</p> <p>①副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間を2年間延長</p> <p>②栄養士法の改正による管理栄養士の受験資格の見直しに伴う規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>
	4 7	<p><b>島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例</b></p> <p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和7年4月1日</p>
	4 8	<p><b>島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>県立中央病院における病床数の見直しに伴う所要の改正</p> <p>①新興感染症エリアの整備及び精神病床室の個室化に伴う病床数の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病床 522床→520床</li> <li>・精神病床 40床→36床</li> </ul> <p>②作業療法室の整備に伴う病床数の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床 36床→28床</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：①令和7年4月1日 ②令和7年6月1日</p>

区 分	議 案 名							
	議案No.							
条例案 つづき   一 般 事件案 (8件)	49	<b>島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、病院局職員に対して支給する手当について所要の改正 ①諸手当の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養手当</td> <td>・配偶者に係る手当を廃止</td> </tr> <tr> <td>管理職員特別勤務手当</td> <td>・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大</td> </tr> </tbody> </table> ②再任用職員等に支給する手当の追加 ③その他規定の整備  施行日：令和7年4月1日	対象	改正内容	扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止	管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大
	対象	改正内容						
	扶養手当	・配偶者に係る手当を廃止						
	管理職員特別勤務手当	・平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯の拡大						
50	<b>包括外部監査契約の締結について</b> 令和7年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：12,414,000円を上限 ・契約の相手方：中井 洋輔（弁護士）							
51	<b>直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について</b> 国が行う隠岐海峡地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定 根拠法：漁港及び漁場の整備等に関する法律第20条第3項							
52	<b>宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について</b> 下水道法の規定に基づく宍道湖流域下水道の維持管理に係る市負担額の決定 東部処理区 ・負担市：松江市、安来市 ・負担期間：令和7年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 131,319,000円 西部処理区 ・負担市：松江市、出雲市 ・負担期間：令和7年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 89,091,000円							
53	<b>財産の処分について</b> ・処分財産：県営住宅そら山団地 (所在地) 雲南市木次町里方230番地1外1筆 (建物及び関連施設) 木造かわらぶき2階建4棟及び工作物 ・処分方法：売却（随意契約） ・処分金額：303,232,360円 ・処分の相手方：雲南市長							

区 分		議 案 名	
		議案No.	
一 般 事件案 つづき	5 4	<b>権利の放棄について</b> 島根県母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：個人外1名 ・放棄する権利の内容：平成22年5月12日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額2,073,000円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	5 5	<b>権利の放棄について</b> 島根県中小企業高度化資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：協同組合ひかわショッピングセンター ・放棄する権利の内容：島根県と協同組合ひかわショッピングセンターとの平成7年5月19日付け金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金の未償還額57,247,915円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	5 6	<b>契約の締結について</b> 契約の方法：一般競争入札 工期：令和9年2月26日 契約の相手方：松江土建・カナツ技建工業・まるなか建設特別共同企業体 施工場所：松江市湊北台地内	<b>島根県営住宅（松江市湊北台団地新1号棟）建設（建築）工事</b>
	5 7	<b>契約の締結について</b> 契約の方法：一般競争入札 工期：契約が成立した日の翌日から起算して640日目にあたる日まで 契約の相手方：中筋組・フクダ・大福工業特別共同企業体 施工場所：浜田市三隅町矢原地内	<b>矢原川ダム建設事業 付替県道トンネルその1工事</b>
報 告 (3件)	報告1	<b>専決処分事件の報告について（権利の放棄）</b> ・県立病院の診療費に係る債権の放棄 放棄額：1,935,099円  ・母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人 放棄する権利の内容：平成5年5月21日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額285,000円及びこれに係る附帯債務の請求権  ・母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人 放棄する権利の内容：平成5年3月15日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額210,000円及びこれに係る附帯債務の請求権  ・母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人外1名 放棄する権利の内容：平成22年1月13日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額250,604円及びこれに係る附帯債務の請求権	<b>5 1 件</b>

区 分	議 案 名	
	議案No.	
報 告 つづき	報告 2	<b>専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 1 件</b> ・ 神門通り線（2工区）防災安全交付金（街路）工事 第8期（宇迦橋上部工工事） 527,385,100円（21,253,100円増額）
	報告 3	<b>専決処分事件の報告について（損害賠償） 19 件</b> ・ 交通事故 9 件 賠償額合計 2,323,931円 ・ 落石事故等 4 件 賠償額合計 555,482円 ・ その他 6 件 賠償額合計 906,306円